

業務及び財産の状況に関する説明書類

第18期 2025年1月1日から 2025年12月31日まで

2026年2月27日作成

監査法人名: 四谷監査法人

所在地: 東京都千代田区九段南
4丁目7番15号

代表者: 包括代表 下條 伸孝

一. 業務の概況

1. 監査法人の目的及び沿革

目的: 当監査法人は、次の各号の業務を行うことを目的とする。

(1) 財務書類の監査又は証明の業務

(2) 財務書類の調製、財務に関する調査若しくは立案又は財務に関する相談の業務

沿革: 当監査法人は、四谷公認会計士共同事務所より組織再編し設立している。

設立日: 2008年12月8日

2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人のいずれであるかの別

無限責任監査法人

3. 業務の内容

(1) 業務概要

金融商品取引法及び会社法監査4社に加え、会社法監査7社、その他の法定監査4社、その他の任意監査7社に監査証明業務を行っている他、非監査証明業務も行っております。

(2) 新たに開始した業務その他の重要な事項

該当ありません

(3) 監査証明業務の状況

2025年12月31日現在
(会計年度末日)

種別	被監査会社等の数	
	総数	内大会社等の数
金商法・会社法監査	4社	4社
金商法監査		
会社法監査	7社	
学校法人監査		
労働組合監査		
その他の法定監査	4社	
その他の任意監査	7社	
計	22社	

(4) 非監査証明業務の状況

24社に対して非監査証明業務に係る役務を提供しております。

4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1) 業務の執行の適正を確保するための措置

経営の基本方針

当法人は、公共の利益に資するという役割を踏まえた法人の構成員が共通に保持すべき職業的専門家としての倫理、価値観及び姿勢を経営理念及び行動指針として制定し、構成員に周知しております。

経営理念

・Building trust and credibility

確かな信頼を基に社会と企業の健全な発展に貢献します

行動指針

・「インテグリティ(真摯さ)」

一人ひとりがインテグリティ(真摯さ)を重視し、職業的専門家としての高い倫理観を維持するとともに、常にプロフェッショナルとして専門知識を研鑽しつづけていきます。

・「監査品質」

監査品質を最優先に考え、職業的懐疑心を発揮してリスク・アプローチに基づく監査を実施していきます。

・「チームワーク」

チームワークを重視し、自由・活発な発言を尊重し、良好な組織風土を確保していきます。

経営管理に関する措置

・社員の代表で構成する経営会議を原則毎月1回開催し、法人の運営に係る重要事項を協議・決定しております。当法人は当法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価する経営監督・評価委員を選任しており、経営会議には経営監督・評価委員も参加し、その役割を果たしております。

・定時及び臨時社員総会とは別に、社員連絡会を原則2か月に1回開催し、経営会議の内容を報告・協議しております。

・法人の職員を含めた全員を対象とする朝会を原則毎月1回実施し、必要な連絡・報告を行い、周知徹底しております。

法令遵守に関する措置

・インサイダー取引の禁止について、インサイダー取引防止規程を作成し、インサイダー取引防止管理者を任命し、社員および職員全員に対して教育研修と周知徹底を行っています。また、社員および職員全員より、1年に1回、「インサイダー取引防止に関する誓約書」を入手し、インサイダー取引防止管理者が確認を行っております。

・業務上取り扱う電子データの漏洩を防ぐセキュリティの方針を定め、情報セキュリティ責任者を任命し、教育と周知徹底を行っております。

・「被監査会社との独立性に関する確認書」を年に1回作成し、監査法人自体の独立性の保持について、確認しております。また、社員および職員全員より、1年に1回、「被監査会社との独立性に関する確認書」を入手し、独立性の保持について確認を行っております。

・「監査の品質管理規程」を定め、あらゆる機会を使って教育と周知徹底を行っております。

・就業規則において社員および職員が守るべき規律を破った者については、懲戒処分をする旨規定しております。

- (2) 上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するために必要な業務の品質の管理を行う専任の部門の設置又は主として従事する公認会計士（以下「専担者」という。）の選任の状況

専任の部門の設置又は専担者の選任の状況

当法人は専任の部門として品質管理部(品質管理責任者を中心に4名体制)を設置しております。品質管理部のメンバーは監査業務にも従事していますが、品質管理責任者は品質管理業務に支障のない範囲に限定しております。

専任の部門又は専担者と、上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を行うための部門等との間における独立性の確保の状況

組織上、品質管理部と監査証明業務を行う業務部は明確に独立しており、また、品質管理部のメンバーが兼務している監査業務に係る品質管理業務(定期的な検証、専門的な見解の問合せ、監査ホットラインへの対応等)には関与できないことにしております。

(3) 業務の品質の管理の状況等の評価

基準日(会計年度中の一定の日)

2025年12月31日

業務の品質の管理の目的

当法人は、「監査の品質管理規程」を定め、品質管理システムの整備及び運用をはかっております。品質管理責任者は品質管理システムの整備及び運用に関する責任を負い、最高経営責任者である包括代表が当法人の品質管理に関する最終的な責任を負っております。監査業務のすべての局面において、監査業務の質が優先されることを当法人の運営方針としております。

基準日における業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

ア. 業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の保持

(職業倫理)

当法人は、監査業務の遂行に際し遵守すべき職業倫理の基本原則として 誠実性 客観性 職業的専門家としての能力及び正当な注意 秘密保持 職業的専門家としての行動を定めております。

監査責任者は、当法人の定める職業倫理に関する方針と手続を自ら遵守するとともに、専門要員等がこれを遵守していることを確かめております。

(独立性)

品質管理責任者は、専門要員等から「被監査会社との独立性に関する確認書」及び「監査人の独立性チェックリスト」を入手し、専門要員等が公認会計士法及び倫理規則等に定める独立性の規定を遵守していることを確認しております。

社会的に影響度の高い事業体の監査業務の監査責任者及び審査担当者については7会計期間のローテーションを義務づけております。

イ．業務に係る契約の締結及び更新

当法人は、以下のすべてを満たす場合のみ、関与先との契約の新規の締結及び更新を行うこととしております。

・当法人が、時間及び人的資源など、業務を実施するための適性及び能力を有していること

・当法人が、関連する職業倫理に関する規定を遵守することができること

・当法人が、関与先の誠実性を検討し、契約の新規の締結及び更新に重要な影響を及ぼす事がないこと

ウ．業務を担当する社員その他の者の選任

・当法人は、監査に関する必要な知識及び適性があり、監査業務を積極的に行う意欲のある誠実な人材を採用しております。

・専門要員の選任にあたっては、その職責を果たすために必要な能力及び経験を有しているか、独立性を保持しているか、十分な時間を確保できるかどうかを検討しております。

エ．人材、情報通信技術その他の業務の運営に関する資源の取得又は開発、維持及び配分

(ア) 社員の報酬の決定に関する事項

・社員を含む専門要員の昇進・報酬を検討する場合には、実施した監査業務の質や独立性を含む職業倫理の遵守に関する事項を考慮に入れております。

・人事評価制度を導入し、等級資格ごとの給与テーブルに沿って、1年間の評価に従い昇給することとしており、評価に当たっては仕事の質に最もウエイトを置いて算定しております。

(イ) 社員及び使用人その他の従業者の研修に関する事項

・当法人は、すべての専門要員に対して継続的な研修・訓練を受けることの重要性を強調し、当法人が費用の全部又は一部を負担することにより、その機会を提供しております。また、法人内研修会を1年間に3回以上実施し職業的専門家としての能力開発を図っております。すべての専門要員に履修すべき研修を指定するとともに、日本公認会計士協会の継続的専門能力開発制度の必要単位数を履修していることのモニタリングも実施しております。

オ．業務の実施及びその審査

(ア) 専門的な見解の問合せ

監査上の判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっておらず判断が難しい重要な事項が存在する場合には、当該重要な事項を解決するために当法人内外の専門的な知識及び経験等を有する者との討議等を通じて専門的な事項に係る見解を得ることとしており、項目ごとに専門的な見解の問合せ先を決めております。

(イ) 監査上の判断の相違の解決

当法人は、監査チーム内、監査チームと専門的な見解の問合せの助言者との間、又は監査責任者と審査担当者との間に監査上の判断の相違が生じた場合には、速やかに相違の内容を検討し、監査上の判断の相違を解決するための適切な措置をとることとしております。監査報告書は監査上の判断の相違が解決しない限り、発行しないこととしております。

(ウ) 監査証明業務に係る審査

すべての監査業務について監査計画及び監査意見形成のための監査業務に係る審査を実施しております。審査が完了するまでは監査報告書を発行しない方針であります。審査は、通常、重要な事項についての監査責任者との討議、財務諸表や内部統制報告書と監査報告書案の検討及び監査チームが行った重要な判断とその結論に関する監査調書の検討により行われます。当法人が定めた審査担当者としての適格性の要件を満たす者を審査担当者を選任しております。審査担当者の客観性が損なわれた

場合には交代しなければならないこととしております。

- (I) 監査ファイルの電子化その他の監査調書の不適切な変更を防止するために行っている監査調書の管理及び保存に関する体制の整備状況

・電子調書システム（ADIC の提供する AQUA）を導入しており、アーカイブ状態の解除を実施できない等、監査ファイルの最終的な整理後に監査調書を改ざんするなど不適切に修正又は追加することを防止するための仕組みを導入しております。

・確認状等紙面で作成している監査調書については、監査ファイルの最終的な整理の完了時点で PDF 化し、電子調書システムに格納してアーカイブすることとしております。

- カ．業務に関する情報の収集及び伝達

当法人は品質管理システムの整備及び運用を可能にするための情報と伝達に関する品質目標を定めております。当法人では情報セキュリティ対策基準を設け、グループウェアの設定、貸与 PC の各種設定、必要な情報のバックアップの実施等により事務所で必要な情報の伝達・共有を適時・適切に実施できるようにしております。また、監査ホットラインを設置して当法人のホームページで周知しており、事務所内外から幅広く情報提供を受け入れる体制をとっております。

当法人の監査品質向上に向けた取り組み等について外部への情報提供のために、監査品質のマネジメントに関する年次報告書や動画による説明を当法人のホームページで公表しております。

- キ．前任及び後任の公認会計士又は監査法人との間の業務の引継ぎ

当法人は「監査の品質管理規程」において、品質管理責任者は、監査事務所の方針及び手続に準拠して引継が行われているかどうか確かめなければならないことを定めております。不正リスク対応基準が適用される監査業務は、引継の状況を経営会議に報告することを定めております。

- ク．アからキまでに掲げる事項についての責任者の選任並びにその役割及び責任の明確化

当法人は、品質管理システムに関する最終責任者を包括代表、品質管理システムの整備及び運用の責任者とモニタリング及び改善プロ

セスの運用に関する責任者を品質管理責任者としております。モニタリング及び改善プロセスの運用については、品質管理責任者の管理のもと品質管理部で実施しております。「監査の品質管理規程」等で各責任者が品質管理システムに則って役割を果たすことを明確にしております。

ケ．アからクまでに掲げる事項についての目標の設定、当該目標の達成を阻害する可能性のある事象（以下「リスク」という。）の識別及び評価並びに当該リスクに対処するための方針の策定及び実施

当法人は、品質管理基準報告書第1号実務ガイダンス第4号「監査事務所における品質管理に関するツール（実務ガイダンス）」の様式1を利用し、品質目標の設定、品質リスクの識別及び対応状況を規定し、品質管理システムを構築しております。

コ．アからクまでに掲げる事項についての実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）及び当該モニタリングを踏まえた改善

当法人は、品質管理システムに関する方針及び手続が適切かつ十分であるとともに有効に運用されていることを合理的に確保するために、品質管理システムに関するモニタリングと完了した監査業務の検証を実施しております。モニタリング及び完了した監査業務の検証によって発見された不備の影響を評価し、是正措置が必要な不備である場合には、改善を要する事項を検討し適切な是正措置をとることとしております。なお、品質管理基準報告書第1号実務ガイダンス第4号「監査事務所における品質管理に関するツール（実務ガイダンス）」の様式2を利用し、品質管理システムに関するモニタリングを実施しております。

業務の品質の管理の方針の策定及びその実施について監査法人を代表して責任を有する社員による評価の結果及びその理由

包括代表は、当法人の品質管理システムは、当該システムの目的が達成されているという合理的な保証を監査事務所に提供している評価をしております。品質管理システムの評価の結果、不備は発見されたものの、識別された不備について、総合的に品質管理システムに及ぼす影響を評価した結果、重大性かつ広範囲に問題がある不備は認められませんでした。

の評価の結果が、業務の品質の管理の目的が達成されているという合理的な保証を提供していないことを内容とするものであった場合には、業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置を改善するために実施した、又は実施しようとする措置の内容
該当ありません

(4) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置
特定社員を置かないこととしております。

(5) 直近において日本公認会計士協会の調査（公認会計士法第 46 条の 9 の 2 第 1 項（品質管理レビュー））を受けた年月

2025 年 12 月

(6) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置について監査法人を代表して責任を有する社員一名による当該措置が適正であることの確認
当法人の品質管理システムに関する最終的な責任を持つ包括代表が、当該措置が適正である旨を確認しております。

5. 公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったもの又は登録上場会社等監査人であるものに限る。）又は他の監査法人との業務上の提携（法第 24 条の 4 又は第 34 条の 34 の 13 に規定する業務を公認会計士と共同して行うことを含む。）に関する事項[21]

- (1) 当該業務上の提携を行う当該公認会計士又は他の監査法人の氏名又は名称
- (2) 当該業務上の提携を開始した年月
- (3) 当該業務上の提携の内容

該当ありません

6. 外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする者）との業務上の提携に関する事項

- (1) 当該業務上の提携を行う外国監査事務所等の商号又は名称
- (2) 当該業務上の提携を開始した年月
- (3) 当該業務上の提携の内容
- (4) 共通の名称を用いるなどして二以上の国においてその業務を行う外国監査事

務所等によって構成される組織に属する場合には、当該組織及び当該組織における取決めの概要
該当ありません

二．社員の概況

1．社員の数

公認会計士	特定社員	合計
11人	0人	11人

2．重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

合議体の名称	合議体の目的	合議体の構成		
		公認会計士	特定社員	計
経営会議	法人の運営に関する事項	6人	0人	6人

三．事務所の概況

名称	所在地	当該事務所に勤務する者の数			
		社員			公認会計士である使用人の数
		公認会計士	特定社員	計	
(主) 四谷監査法人	東京都千代田区九段南4丁目7番15号	11人	0人	11人	9人
(従)					

四．監査法人の組織の概要

組織図添付

五．財産の概況

1．売上高の総額

(単位：円)

	第17年度 2024年1月1日～ 2024年12月31日	第18年度 2025年1月1日～ 2025年12月31日
売上高		
監査証明業務	253,082,500 円	269,471,000 円
非監査証明業務	158,785,909 円	193,014,813 円
合 計	411,868,409 円	462,485,813 円

2．直近の二会計年度の計算書類

当法人は無限責任監査法人のため添付しておりません。

3．2．に掲げる計算書類に係る監査報告書

当法人は無限責任監査法人のため添付しておりません。

六．被監査会社等（大会社等に限る。）の名称

株式会社エスイー、日本プロセス株式会社、株式会社ベルテクスコーポレーション、
株式会社平山ホールディングス

四谷監査法人 組織図

